

## 令和3年度 石狩市教育委員会会議（7月定例会）会議録

令和3年7月27日（火）  
第2委員会室

開会 13時30分

### 委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉		/	
委員 門 馬 富士子		/	教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也		/	
委員 山 本 由美子		/	
委員 根 本 壽 夫		/	

### 会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	石 橋 浩 明
総務企画課長	東 薫
学校教育課長	伊 藤 英 司
教育支援課長	鈴 木 昌 裕
社会教育課長（兼公民館長）	板 谷 英 郁
文化財課長	工 藤 義 衛
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
浜益生涯学習課生涯学習担当主査	佐 藤 慎 也
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
総務企画課総務企画担当主任	西 山 知 子

○傍聴者あり 1名

## 議事日程

### 日程第 1 会議録署名委員の指名

### 日程第 2 議案審議

議案第 1 号 石狩市立学校における働き方改革推進計画（第 2 期）について

議案第 2 号 令和 3 年度石狩市奨学生の決定について

### 日程第 3 教育長報告

### 日程第 4 協議事項

教育委員会の点検・評価について（令和 2 年度実施分）（継続協議）

市立学校における校則の見直しについて

### 日程第 5 報告事項

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について

### 日程第 6 その他

### 日程第 7 次回定例会の開催日程

---

## 開会宣告

（佐々木教育長）ただ今から、令和 3 年度教育委員会会議 7 月定例会を開会いたします。

### 日程第 1 会議録署名委員の指名

（佐々木教育長）日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、山本委員にお願いいたします。

### 日程第 2 議案審議

（佐々木教育長）日程第 2 議案審議を議題といたします。

## 議案第 2 号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長)議案第 2 号「令和 3 年度石狩市奨学生の決定について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 9 号『公開することによって個人の権利を侵害する恐れのある事項』に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思います。ご異議ありませんか。

【異議なし】

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、非公開案件とすることに決定いたしました。

## 議案第 1 号 石狩市立学校における働き方改革推進計画(第 2 期)について

(佐々木教育長)議案第 1 号「石狩市立学校における働き方改革推進計画(第 2 期)について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長)議案第 1 号ですが、平成 30 年度に令和 2 年度までを取組期間とする本市の働き方改革推進計画を策定し、教職員の在校時間の縮減に向けた取組を進めて参りました。

本件は、これまでの取組を継承しつつ、引き続き計画的に働き方改革を実践するために計画を改訂するものであります。新たな計画の内容について伊藤学校教育課長から説明をいたします。

(伊藤課長)議案第 1 号について、説明をさせていただきます。

A 4 縦の「石狩市立学校における働き方改革推進計画(第 2 期)」と A 4 横の改正前と改正後が併記されている 2 種類の資料をご覧ください。

先ほど安崎部長からお話がありましたとおり本市では、平成 30 年 12 月に「石狩市立学校における働き方改革推進計画」を策定し、「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、「部活動指導に関わる負担の軽減」、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、「教育委員会における学校サポート体制の充実」の 4 点を掲げ 3 か年にわたり取り組んで参りました。

「目標」としていた「時間外勤務について月 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内」については、完全に全ての教職員が遵守することはできませんでしたが、令和 2 年度からは、IC カードリーダーを活用した「客観的な勤務時間の把握」を通じ、教職員 1 人ひとりが、勤務時間を意識した働き方を進めることができる

ようになったことは大きな前進であると認識しております。

第2期の計画は、文部科学省が中教審答申等を踏まえて令和2年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、道教委の「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン(第2期)」に準拠した形で本推進計画を策定したものであります。

それでは、A4縦の資料の1頁をご覧ください。資料の配付が昨日で十分にご覧いただく時間がない可能性がありますので、第1期と比較して大きく変わった部分を重点的に説明いたします。

最初に、この計画についての「計画の目的」、「目指す方向性」のほか、新たに「計画の性格」を規定し、この計画について内容をより明確化しております。

目標については、引き続き「時間外勤務について月45時間以内、1年間で360時間以内」としております。

取組期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年間とし、今計画において【重視する視点】として「個の“気付き”」、「チームの“対話”」、「地域との“協働”」の3つを規定し、この【重視する視点】から【重点的に実施する取組】として、 在校等時間の客観的な計測・記録、メンタルヘルス対策の推進等、働き方改革手引「Road」の積極的な活用、ICTを積極的に活用した業務等の推進、部活動休養日等の完全実施、地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進、という6つの具体的な内容を設定しております。2頁の下段にこの度新しく【用語解説】を記載しているところでございます。

3頁中段以下になりますが、第1期目の計画までの部分では市教委の役割・学校の役割ということで2つ大きな役割の住み分けがございました。学校の役割の中で地域そして保護者の理解・協力が謳われていたところですが、今計画では新たに「6保護者や地域住民等への理解促進」を新たに項目立てし、働き方改革を進める上では地域住民や保護者への理解促進を図ることが大変重要であると記載を行っているところです。

また、「7学校や教員が担う業務の明確化」ということで第1期目になかった内容ではありますが、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」、「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」これまで学校と教員が担ってきた業務を3つの分類に分け、少しでも教員の業務の負担軽減に繋げるような内容として新たに規定をしているところでございます。

例えば、4頁下段以下から具体的な取組内容としてAction1から4まで記載をしております。具体的な内容については第1期目の計画と極端な大きな違いはありませんが、この3年間の取組の中で変わってきた部分がございますので、その辺も含めて説明いたします。

4頁のAction 1の具体的な取組といたしまして、ICTを活用した業務の推進や、「チーム学校」として教員以外の専門スタッフ等を活用、校務支援システムの活用により、教員の業務の負担軽減を図っていくことを規定しています。

6頁から7頁のAction 2では、部活動指導に関わる負担軽減として、部活動休養日等の完全実施、部活動指導員制度の導入、学校規模に応じた部活動数の適正化等を規定しています。学校規模に応じた部活動数の適正化の部分につきましては、こちらに記載されているとおり小規模校等もございますので、学校単独での部活動ではなく、複数の学校で1つのチームを作るといった形で部活動等の数の適正化を図っていくこととございます。

Action 3では、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実を7頁から9頁に記載しています。この中にはワークライフバランスを意識した働き方の推進、人事評価制度等を活用した意識改革の促進、長期休業中における学校閉庁日の設定、働き方改革に関する研修の実施等を規定しています。本市においても既に実施しているものも多数ありますが、完全に実施していけるよう取り組んで参りたいと考えます。

Action 4、教育委員会による学校サポート体制の充実として9頁から12頁までの記載で教職員のメンタルヘルス対策の推進等や勤務時間等に関する制度の有効活用、トラブル等に直面した際のサポート体制の構築、研修や学校行事の精選や見直しについて取り組むこととしております。

学校に1人1台端末が導入され、学校でもかなりデジタル化が進んできつつある状況ですが、更なるデジタル化への取組を進めて参りたいと考えております。

これからの3年間でこれらの具体的な方策を基に教職員の勤務時間の縮減に向け働き方改革に取り組んで参りたいと考えております。

以上、推進計画第2期についてご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明がありました議案第1号につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

(松尾委員)第1期の働き方改革推進計画に基づき行った振り返りの部分が示されるべきと思います。第1期の推進計画を策定する時に果たして実現可能か等、議論した記憶があります。この第2期の計画案に勤務時間の部分について実態である数字が掲載されていないので、議論がしづらいと考えます。

また、部活動指導の部分に関しても、3年前に外部に頼むことが可能かどうか

等、先行きが全く見えない中で議論し、働き方改革推進をしなければならないものなので始めましょうということで始めた計画だったと理解をしています。

今回は3年経過しましたので、実際に第1期に基づいて行ってみてどうだったかというところをしっかりと押さえた上で、第2期の計画について策定していく姿勢が必要であると思います。

第1期推進計画の策定時に様々な議論があり、全てを思い起こせるわけではありませんが、特に時間をかけて議論をしたのは働き方の時間と部活動のことであったと思います。このことについて、わかる範囲で教えていただければと思います。

(伊藤課長)第1期に制定をした計画の中に目標の部分で、1か月あたり45時間、1年間で360時間という説明をしましたが、これ以外に令和2年度末までに達成する指標というものも、4つほど記載をしてあるところでございます。この指標の部分につきましては、括弧1の部分でいきますと「部活動において部活動休養日を完全に実施する」、2番として「全校において変形労働時間制を活用する」、3番で「全校において定時退勤日を月2日以上実施する」、4番で「全校において学校閉庁日を年9日以上実施する」と4つの指標がございました。

いずれの4つとも各学校への調査の結果、この指標は達成されていると確認ができているところでございます。

また、令和2年度分の情報ですが、各学校ではICカードリーダーを活用して教職員の勤務時間のデータを取得しております。この結果、延べになりますが、小学校においては月45時間を超えた教職員は22%、中学校においては31%、全体で平均いたしますと25%の教職員が月45時間を超えていたという実態がございました。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルスに係る臨時休業等があり、特に6月、7月や、行事が集中した9月、10月、11月に非常に多くの45時間超えの教職員が集中することもございました。こちらが通常の年の数字に直接なれないかもしれませんが、令和2年度から取組を始めたICカードリーダーで客観的に把握した限りでは、このような数字になっているところでございます。

(松尾委員)ただ今の説明は月間の話でしたが、年間の場合はいかがでしょう。7頁の「(3)部活動指導員の配置等」で部活動の部分も詳しく教えていただければと思います。

(伊藤課長)初めに、年360時間超えの教職員の割合でございますが、小学校においては全体の数の中で48%の方が年間360時間を超えていたと、中学校にお

いては 56%の教職員が超えていたと、全体で平均すると 51%で、約半分の方々  
が年間 360 時間を超えていたとデータが出ているところでございます。

部活動の部分でございますが、部活動の外部指導者につきましては、現在、6  
人の方々が任務に就いていただいている状況でございます。

部活動指導員は、生徒達の大会等への引率も可能な制度でございます。この部  
分につきましては、この計画の期間中に規定を新たにし、配置可能な分野・種目等  
から配置して参りたいと考えているところでございます。

(松尾委員)部活動の方に関して状況はわかりました。3年前の策定時に外部指  
導者の枠組みが制度的にできたとしても、実際にお引き受けをいただく方の想  
定が難しいというお話であったと思います。実際に指導されている方々に指導  
員としてのお願いをしていく状況を少しずつ作ることができているということ  
なので、引き続きお願いできればと思います。

教職員の労働時間ですが、最初は月間のお話で時期的な部分の話でオーバ  
ーする教職員が多いという理解でいました。年間の中で忙しい月とそうでもない  
月があり、たまたま、そういう月があったのだろうと推測はしていましたが、年  
間に均すと目標をオーバーしている教職員がむしろ多いということなので、構  
造的に別の視点を持っていかないと対応が難しいと思いますが、そのあたりい  
かがでしょうか。

(伊藤課長)松尾委員のおっしゃるとおりで、年間半分の教職員が目標である年  
間 360 時間を超えている状況でございました。

この部分につきましては、今回の計画に記載されておりませんが、令和4年度  
から小学校における高学年教科担任制が実施される予定と聞いてございます。

今回、小学校の教員の勤務時間に占める指導している時間の長さが約 29 時間、  
37 時間 45 分のうち、30 時間ぐらいが子どもと常に向き合っている状況で、し  
っかりと児童のための事前の研究をする時間が確保されていないことが大きな  
問題であると感じております。現在、高学年教科担任制は実施してございませ  
んが、次年度以降に実施ということもございますので、この問題を今後もしっかり  
と状況を把握して参りたいと考えてございます。

また、教員以外のサポートをするスタッフ、例えば学習指導員や学習支援員、  
そして、現在、校内の消毒等の作業を担っているスクールサポートスタッフ、ス  
クールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職等の力も借  
りながら現場の教員の負担軽減に努めて参りたいと考えているところでござい  
ます。

中学校の部分につきましては、先ほどから話が出ている部活動指導が負担と

して大きいものと感じておりますので、部活動指導員の配置も活用しながら、勤務時間の縮減に取り組んで参りたいと考えてございます。

(松尾委員) 小学校における高学年教科担任制の実施の動きもあるということでしたが、学校の教職員数が増える話ではないという理解でよろしいでしょうか。

結局、児童数が一定の場合、事前の研究をする時間を作るためには、教職員数の増加か仕事量の減少かどちらかしかないと思います。今のご説明では仕事量が減少し、時間の余裕ができるという要素はあまり感じられませんでした。そのあたりいかがでしょうか。

(伊藤課長) 教員は道教委が配置しますので、現段階において教員が増えるか否かについての明確な回答はできないものと考えております。

現在、加配等についております教員はこういったところも、現在、活用しながら行なっているところでございますが、今後、加配がどのような形になっていくか、それによって一人ひとりの教員の受け持つ仕事を減らしていくことができるのか、この度の働き方改革の大きな肝になっているものと考えているところでございます。

今後、道教委とも情報共有しながら、加配の配置、更に高学年教科担任制としての配置についてしっかりと要望して参りたいと考えているところでございます。

(佐々木教育長) 結局、人員を増やす話、特に教員を増やす話は、市教委の権限の外の話になってしまうので、高学年教科担任制を導入することは、多少なりとも教員の人数に影響すると思います。そういう議論をされていたと思いますが、実数としてどれくらい変わってくるのかは、行ってみないとわかりません。

(松尾委員) なかなか結論の出ないお話だと思います。この計画は教職員の働き方改革に対して影響が大きいものであると認識しております。

議案として出てくる前に議論の前提となる結果、つまり3年間この計画に基づいて実施をした数字と方向感をお示しいただければ、建設的なお話ができると思います。

4頁の「これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方」を今後、学校現場で整備していくことになる地域住民等いろいろな方々と一緒に様々なお仕事を進めていかなければならなくなってくると思います。このことに関し学校等に対して市教委がバックアップできるようにご準備していただければと

思います。

(佐々木教育長)労働時間のデータが令和2年度分しかなく、令和2年度というのはコロナ禍で間違いなく平年と違う環境ということもあり、この計画に掲載しなかったと思います。

令和2年度のため実際にどの程度参考になるかわかりませんが、例えば、計画の巻末に参考の形で労働時間の数値をデータとして掲載することでいかがでしょうか。

(松尾委員)そうですね。この3年間の中で公表できるデータは、掲載したほうがいいと思います。

(門馬委員)それに関連して3頁に「5 取組の検証・改善」とありますが、こちらは第1期目の計画になかった項目でしょうか。以前は、毎年度取組の検証・改善を行うことはなかったのでしょうか。

(伊藤課長)そのとおりです。第1期目の計画に「取組の検証・改善」は、ございませんでした。

(門馬委員)先ほど松尾委員が質問されたようなことについて、取組の検証という形で全部が全部ではないかもしれませんが、この計画から今後は出てくるということでしょうか。

(伊藤課長)そのような形になると認識しております。

(門馬委員)わかりました。時間外在校等時間の実態と目標の乖離が激しいと思います、実際に達成可能な目標なのだろうかと素朴に思いました。学校現場で「目標の時間外勤務について1か月45時間、1年間360時間だったら学校運営できない」というような現実の声は出てきていませんか。

(根本委員)質問したいのですが、ICカードリーダーによる計測はどのような形で行い、計上されるのか具体的に教えていただきたいです。

(伊藤課長)各教職員一人ひとりにICカードをお渡ししている状況です。まず、学校に出勤時、そのカードをカードリーダーにかざし、かざしたことによって昔でいうタイムレコーダーと同じように時間が記録されるものでございま

す。出勤時間と退勤時間が自動的に記録されますので、集計の必要なく1か月経った時に1か月間の勤務時間が自動的に計算される仕組みでございます。

(根本委員) 学校にいる時間が記録され計上されていくということでしょうか。

(佐々木教育長) おっしゃるとおりです。根本委員が勤務時間の関係で学校現場の声として聴いていたことはありますか。

(根本委員) 月45時間以内というのは、単純に割ると1日で約2.25時間しかありません。それほどオーバーしていないように見えます。

例えば、月45時間を守ろうとしたら、持ち帰りの仕事や学校にいる間に処理しきれなかったものを持って帰って仕事しているという実態もありました。持ち帰ってしまえば、月45時間以内をやれないことはないということになると思います。表面上はクリアできている教職員もいるが、実際のところ本当はそうではないのが学校現場の状態だろうと思います。

(佐々木教育長) 教職員の皆さんは「この月45時間以内を頑張って何とかクリアしようとしています」とおっしゃってくれています。持ち帰りについては禁止という話をしています。

この計測方法は在校時間ですから厳しいものがあると思います。例えば、始業前に10分早く出勤したら、その日10分間を時間外としてカウントされます。石狩市役所でいうと大体30分ぐらい早く出勤する職員がほとんどですし、退勤する時もパソコンをしまったり、施錠したりで業務終了後30分ぐらいは庁舎内に居ることが多いです。その日は、この場合1時間残業というカウントをされてしまうので、測り方が厳しいと感じます。

ただし、時間外勤務について月45時間以内、年360時間以内というのは、こちらは先生だけではなく日本全国の労働者が全部この基準で行いましょうとされているので、行いますという形になってしまいます。他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 他に質疑等がないようですので、先ほど申し上げたように令和2年度分の労働時間のデータを巻末に参考の形で追加をすることで、この計画については了承ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、議案第1号については、ただ今申し上げたような修正を加えた上で、可決をすることに決定いたしました。

### 日程第3 教育長報告

(佐々木教育長)次に、日程第3「教育長報告」を議題といたします。7月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りをしております資料をご覧ください、報告に代えさせていただきます。ご質問等がございましたらお願いします。

(門馬委員)7月2日の「令和3年度第1回予算要望委員会」についてお聞きします。予算要望委員会とは何でしょうか。

(佐々木教育長)学校側が翌年度の予算要求を行うための委員会です。各学校からの要望をいろいろと取りまとめて、それを教育委員会が受け、受けたことを踏まえて財政部局に対して予算要求を行っております。

(門馬委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)7月26日の「令和3年度第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会」についてお伺いします。石狩市に直接関係するお話はありましたか。

(佐々木教育長)6月の第1回の協議会で令和4年度の中学校の卒業生の見込みが出ていて、第2回ではそれを踏まえ、道教委として令和4年度から令和6年度までの高校配置計画、あとは令和7年度以降の検討事項等の案を関係者に示して議論をお願いしたいという趣旨の会議でした。

最終的にその案が正式なものになるのは、9月上旬ぐらいということでした。令和4年度については石狩管内の卒業者が増加することにより、札幌北陵高校と札幌手稲高校が1クラスずつ増える計画案でした。

また、令和3年度の入試で1学級以上の欠員が出た高校についてどうするかということで、今後、生徒の進路希望を精査した上で、9月の成案が出た段階で示しますとのことでした。その対象の中にあすかぜ高校が入っていました。本市

から進学先が多い高校の話としては以上です。

令和5年度、令和6年度については、石狩管内で関係する動きは特に予定はされていないようです。

令和7年度以降は、石狩管内全体で約12～13学級を減らさなければならない見込みなので、再編の方法はこれから要検討という説明がありました。その説明自体に対する際立った質疑は、特にございませんでした。

今まで野幌高校と千歳北陽高校で普通科フィールド制を実施していたが、転換しアンビシャススクールを令和4年度に導入するとのことで、きめ細かな学習指導と就職指導を行う学校にしていきますという方針が示されました。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)他に質疑等がないようですので、教育長報告につきましては了承ということですのでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

#### 日程第4 協議事項

(佐々木教育長)次に、日程第4 協議事項を議題といたします。

#### 協議事項 教育委員会の点検・評価について(令和2年度実施分)(継続協議)

(佐々木教育長)協議事項 「教育委員会の点検・評価について(令和2年度実施分)(継続協議)」、事務局から説明願います。

(東課長)私から、教育委員会の点検・評価(令和2年度分)について説明いたします。

本日、皆様のお手元に最初にお配りしました点検・評価の中の点検・評価書自体に修正を加えたものをお配りしております。

こちらは前回の定例会を踏まえ、7月上旬に各課宛に再提出を依頼した結果で、様式自体は基本的に変えずに「A評価」については、目標達成率を90%から100%と少し厳しめにするように、そして、取組欄の内容のみで説明が足りない場合については、分析欄あるいは方向性の欄に補足を記載するように依頼しました。概ね達成できたが課題が残った事業については、「A評価」ではなく、「B評価」とすることも検討するようという再提出を依頼したところであります。

こちらに基づいて7月16日に各所管から書類の再提出があり、記載内容の統一感がなかったため、総務企画課において表現等の統一を図ったものとして、今回お示しをしているところであります。

本日の資料配付となりましたので、ご質問等ございましたら、来週末を目途に、お寄せいただければと考えております。

記載した中身を後ほどご覧いただければ、おわかりになるかと思いますが、元々は、単純な「A」「B」と評価のもので作成しましたので、追記している内容として概ね実績、あるいは成果指標のパーセンテージの動き等が主なものであります。

新たに各所管がそれぞれ課題とされているところ等の記載をしておりますので、ご覧いただいて、ご質問・ご意見等をお寄せいただければと考えております。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明ありましたこの件について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【質問なし】

(佐々木教育長)それでは、時間をかけて精査をしていただいた上で、ご質問等ございましたら別途ということをお願いいたします。

## 協議事項 市立学校における校則の見直しについて

(佐々木教育長)続きまして、協議事項「市立学校における校則の見直しについて」、事務局から説明願います。

(石橋次長)学校における校則の見直しについて、これまでも学習のテーマとして取り上げていただいたり、私からも道教委からの関連通知、市内の各中学校の実際の校則、校則の見直しの状況等を資料として提示したりしました。

委員さん方からもご意見等をいただいていたところですが、これらの経過を

踏まえ、校則の見直しについて石狩市教育委員会として基本的な考え方を学校に示す方向で準備を進めております。

今後発出予定の通知文と校則見直し手順例についての資料を配付いたしました。道教委からの関連通知等については、以前に配付済みのため、今回は配付しておりませんのでご了承ください。発出予定の通知文を基に、簡単に内容について説明をいたします。

今回示す基本的な考え方は大きく分けて4点で、1点目、社会情勢が大きく変化する時代にあっては、校則の見直しを定期的に行う機会を設ける必要があることを示しております。

2点目、見直しの手順を明文化することと保護者・生徒の見直しへの参加についてです。実際のところ、市内の学校で見直しの手順について明文化している学校は多くはありません。また、保護者の意見を聴取する機会等も明確に位置づけられている学校も多くありません。今回、その部分を踏まえ、各学校に見直しの手順を明確化・明文化することと保護者の参画を位置づけるということで、お配りした校則の見直しの手順例の中にもあるように、保護者が参画する位置付けが触れているものを学校に配付をする予定でございます。

3点目、保護者・地域への周知についてです。これまでは学校からの聞き取りでも入学説明会等の限られた機会、自校の児童生徒・保護者等への限定的な範囲での周知にとどまっている状況でございました。今回の通知文の中では、学校ホームページにも掲載をし、広く地域への周知を図ることとしています。

4点目、児童生徒・保護者への説明についてです。校則は「1 定期的な見直し」の目的のために定められたものであります。このことから、児童生徒・保護者から校則についての問い合わせがあった場合は、丁寧に説明することを求めるように記載をしております。

今後、この通知文の内容が確定後、先ほど申しました道教委からの関連通知、それから校則の見直しの手順例も含め、学校に送付をする予定で準備をしているところでございます。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明がございました。前回の教育委員会議の中で個別のルールというよりは、ルールをどのようにして作っていくのかということが大事ではないかという議論になりましたので、それらを踏まえて学校に対して、こういう形で通知をしてはどうだろうかという原案をお示したわけでございます。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(松尾委員)取りまとめについて大変お疲れ様でございました。ありがとうございます。

この今回の通知文のとおりでいいと思いますが、例えば、校長会議等で補足説明を口頭でお願いできればと思います。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 以前に松尾委員にお示しいただいた熊本市教育委員会の校則の見直しに関する資料は、個別のルールの中身まで言及していました。

神戸市教育委員会でも個別のルールについて同様な形でして、合理的な説明が難しいと思われる校則の内容については、積極的に見直しを行う内容のガイドラインを策定したようです。

本市は個別のルールについての中身まで言及しないということによろしいでしょうか。

(松尾委員) 教育委員会からの通知文の基準に沿った時に、一般的ではない疑問が湧くようなルールを文書で示す方法がいいのか、それとも、会議等で口頭でのご説明の中で例示としてそのルールに触れる方法がいいのか、今の時点ではわかりませんが、そのルールを具体的な例として見直していただきたいことを実態としてお示ししてもいいと思います。

ただし、今回は文書にして特定の中学校の特定のルールがいけない等という目的で各校の校則を集めていないので、一般例として必要かつ合理的な範囲内に入っていないルールということのお示しをすることが必要だと思います。

(佐々木教育長) そうですね。松尾委員がおっしゃったものを例えば会議等の時に例を挙げてみる等、そういう形でしょうか。

(松尾委員) 大きな自治体の場合、詳細な資料を一緒に付けないと伝わらないと思いますが、石狩市は顔と顔の見える規模の自治体であると思いますので、口頭でご説明をしていただくことで各学校に伝わると思います。

先ほど「校長会議等で補足説明を口頭でお願いをできればと思います」と申ししたのは、そういう意味も含んでおりました。

(門馬委員) この通知をした時に校長先生方がどういう反応を示されるか非常に興味があるといったら失礼ですが、そういう気持ちはあります。

今のところ、校長先生方の意識に校則があまりないと思いますので、改めて校

則のことを考えてくださいとお願いすることはいい機会だと思います。

(松尾委員)先ほどの補足説明を口頭でお願いという中身に、この教育委員会会議でどういう議論をしていき、どういう経過でこういう通知文が出来たという過程を含めてお伝えしていただければ、校長先生方に今回の通知文の趣旨が伝わるとと思います。

(佐々木教育長)この議論の経過も忘れずに校長会議等で伝えようと思います。他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)それでは、他にご質問等ないようですので、校長会議等で改めて説明する機会を設けるということで協議事項 を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、協議事項 については了解いたしました。以上で、日程第4 協議事項を終了いたします。

## 日程第5 報告事項

(佐々木教育長)次に、日程第5 報告事項を議題といたします。

### 報告事項 第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について

(佐々木教育長)報告事項 「第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について」、事務局から説明願います。

(伊藤課長)私から、報告事項 について説明いたします。

平成26年4月に急速な少子化への対応として、子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目指した次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、特定事業主と位置付けられている市教委といたしまして、平成27年4月から令和7年3月までの10年間にわたる行動計画として第三期の計画を策定したところです。本市の計画の中には、休暇等の取得状況について

具体的な数値目標を盛り込んでいることから、毎年公表をしていくこととしており、その数値目標の結果がお手元の資料でございます。

参考として、括弧内に前年の状況も掲載していますが、小学校、中学校、それぞれの取得状況の欄が取得者の平均となっておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、配偶者出産休暇についてです。これまでも学校種やその年度により、全ての方が取得できているというものではありません。資料には記載していませんが、過去5年間の取得日を見てみると若干の増減はあるものの、平成27年第三期計画以降は、数値目標の「2日」を上回っている状況となっており、令和2年度については、小学校での対象者5名のうち4名が取得し、取得日数の平均が2.3日となっております。中学校では、対象者4名のうち2名が取得し、取得日数の平均が2.2日となりました。

次に育児参加休暇についてで、小学校では対象者5名のうち3名が取得し、取得日数の平均が4.0日となっております。中学校では対象者4名のうち1名が取得し、取得日数の平均が2.7日となり、中学校では残念ながら目標である3日をやや下回る結果となりました。

続きまして育児休業ですが、女性職員は小学校4名、中学校1名で全員が取得しましたが、男性職員については小学校5名、中学校4名の方が対象でしたが、令和2年度についても取得者はおりませんでした。

最後に年次有給休暇ですが、一昨年度（令和元年度）は小学校で12.2日、中学校は11.5日でしたが、令和2年度は小学校で9.4日、中学校は9.6日となり、前年比でそれぞれ2.8日、1.9日と大きな減少となっております。減少した要因として、昨年度は新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が4月から5月にあり、学習保障の観点から夏期休業の期間が例年より2週間短かったことが大きな要因と推測しているところです。

（佐々木教育長）ただ今、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（松尾委員）小学校、中学校ともに、配偶者出産休暇も育児参加休暇も全員が取得しているわけではなく、特に中学校が配偶者出産休暇でも半分の方は取得していなく、育児参加休暇に関しては4人中1人しか取得していない。年次有給休暇を取得していない方もいらっしゃるということで、こちらは年次有給休暇を1日も取得していないということでしょうか。

この数値を見ると心配になりますので、個別のこともあると思いますが、状況がわかれば教えてください。

(伊藤課長)まず、配偶者出産休暇、育児参加休暇の部分につきましては、細かい分析ができておりませんが、令和元年度の配偶者出産休暇につきましては、3名中3名が取得したというところもございますので、令和2年度だけの数字を見て、取得が難しいかどうかの判断はなかなか難しいところでございます。

松尾委員からのご意見もありましたので、過去の部分にも遡り平成27年度以降の状況を改めて調べてみたいと考えているところでございます。

年次有給休暇の部分につきましては、資料のとおり対象154名のうち、153名が取得しており、1名が取得していないというところでございます。前年度については、160人中160人が取っておりますので取得しないという教職員ではないようです。年次有給休暇以外の休暇、例えば夏季休暇等は取得をされています。令和2年度は、年次有給休暇をたまたま取得しなかったことが結果としてありました。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)今のところ、休暇については、取得しない説明を求めるようなものではありません。取得勧奨はしますが、取得しない職員になぜ取らないという理由までは学校の管理職も聞けないと思います。

今後、制度的に育児休業は取得義務化という動きがあり、この様な制度になりますと、今度は取得しない理由を逐一確認できるようになっていくのかもしれませんが。他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)質問等がないようですので、報告事項 につきまして、了解ということによろしいですか。

【異議なし】

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、報告事項 は了解といたします。以上で日程第5 報告事項を終了いたします。

## 日程第6 その他

(佐々木教育長)次に、日程第6 その他を議題といたします。まず教育委員の

皆さんから、何かございませんか。

【委員なし】

(佐々木教育長)事務局からありますか。

(東課長)私から2件の報告をさせていただきます。

初めに浜益中学校用地調査に係る契約締結についてです。先般の定例会で、議決をいただきました補正予算390万円に基づき、浜益中学校用地の調査の入札を行いました。7月13日に執行し、結果は318万円で株式会社パスコ札幌支店が落札をしております。当該社につきましては、浜益区の風力発電のゾーニング等で本市の業務に携わっていると聞き及んでおります

先般、事業者と教育委員会事務局、建築住宅課の技術職の職員が同席し、1回目の打ち合わせをして全体の工程等の確認をしたところです。

また、昨日、受託事業者から現地の学校での作業日程が決まったとの報告があり、7月28日から8月13日までの夏季休暇の期間を使い、学校運営に影響を与えないような配慮の中で現地調査を行うとの報告がありましたことから、この日程について学校及び、浜益支所にお伝えをしたところです。

今後も事業者から状況等の情報が入りましたら、関係機関への必要な情報提供をしたいと考えているところです。1点目については以上です。

2点目、通学路における合同点検の実施についてです。通学路の合同点検につきましては、7月13日付けメールにより道教委から正式に通知があったところです。点検の実施及び対策が必要な箇所抽出については概ね9月末までを目途に、対策案の検討及び作成については10月末を目途に実施するようという事で通知があったところであります。

基本的な合同点検の内容としては、従前行なっているものと変わりはないということもあわせて通知があり、今回の点検にあたっては「見通しがよい」、あるいは、「抜け道になっている」等によって、車の速度が上がりやすい箇所について、また、大型車の進入が多い箇所これまで該当箇所から外れているところがあれば、特にそこも注意して点検するようということが言われているところです。

現在、事務局で庁内の関係部署と日程、点検箇所の下打ち合わせを始めたところで、予定どおり9月を目途に合同点検を実施して参りたいと考えております。

(西田館長)私からも2件の報告させていただきます。

1点目、石狩市民図書館まつりの中止について説明いたします。石狩市民図書

館まつりは毎年、秋の読書週間にあわせて読書活動の推進を図ることを目的に開催しておりましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく中止とさせていただきます。本年4月以降、図書館のボランティア関係団体等と数回にわたって協議を重ねて参りましたが、新型コロナウイルスの感染拡大がいまだ収束に向かっていないことに加え、従来型よりも強い感染力のある変異株の流行の兆しがあり、感染を完全に防ぎきることが難しいということから昨年度に引き続きやむなく今年度も中止とさせていただきますと存じます。

2点目、資料の長崎県のミライo n図書館と石狩市民図書館との交流企画で「アイデア缶詰ラベル絵アワード」の関係について報告させていただきます。

本企画は、長崎県のミライo n図書館と連携した企画でございます。同館とは日本で初めて缶詰が作られたのが1871年(明治4年)の長崎、日本で初めて本格的な缶詰生産が始まったのは6年後の1877年(明治10年)の石狩市、缶詰発祥の地という歴史の共通点をテーマに昨年度より連携企画を進めております。

なぜ長崎かということでございますが、昨年度は、石狩市民図書館の20周年で「あゆみ等記念事業」を計画するにあたり、お力添えをいただいたのが元石狩市民図書館長で現在の長崎のミライo n図書館長の渡邊館長で、館長といろいろとやりとりをする中、せっかくなので一緒にコラボ事業を行いたいということで協議して参り、生まれた事業であるからでございます。

本企画は、長崎と石狩市のそれぞれのふるさと郷土をテーマにアイデア缶詰のラベル絵を募集いたします。例えば、石狩市の特産品やイベント、石狩市の風景について缶詰にしたらいいなということをイメージしてもらうものでございます。応募部門は幼児、小・中学生を対象とした子どもの部、高校生以上を対象とした一般の部の2つでございます。受付期間は7月21日から既に始まり、8月29日までの応募期間としております。応募作品の中から長崎、石狩市の各館で最優秀賞を各部門で1作品、優秀賞を各部門で4作品を選定いたします。入賞された方には、賞状と自身がデザインしたラベル絵の缶詰をプレゼントさせていただきます。

また、石狩市の最優秀賞者に長崎県からの特産品セットをプレゼントさせていただきますし、長崎県の最優秀賞者には、石狩市の特産品をプレゼントさせていただく予定としております。入賞作品につきましては、10月に両館で展示を行う予定でございます。

なお、10月10日は缶詰の日でございますが、感染状況にもよりますが、両館それぞれにおいて缶詰の歴史や製造方法等についての講演会を開催予定としてございます。

(佐藤主査)写真2枚が印刷されている資料を用い報告をいたします。荘内藩陣

屋研究会による国指定史跡荘内藩八ママシケ陣屋跡内「大手門」の竣工についてです。

まず、荘内藩陣屋研究会とは高齢者を中心とした、主に浜益区の住民有志と会員 30 名により、江戸末期において荘内藩が蝦夷地警護と開港を目的に建設した国指定史跡荘内藩八ママシケ陣屋跡を貴重な地域文化資源として地域づくりに活用するため、石狩市との協働事業で史実研究と史跡内の整備保全に取り組んでいる団体であります。

今回、荘内藩八ママシケ陣屋跡のシンボルとも呼べる大手門が昭和 46 年からの風雪に耐え切れず倒壊寸前となり、資料の上部の写真のような形になりました。それを経て、築 50 年を節目に建替え及び防腐処理を施すことを目的とし、公益財団法人太陽財団の令和 3 年度補助事業を活用の上、地元有志からの寄付を募り、大手門の建替えが 6 月 29 日に完了しました。令和 3 年 7 月 21 日の大安を選び、竣工式典が市長、教育長、札幌山形県人会会長、太陽財団理事をはじめ、報道陣を含め 32 名の出席のもと、執り行われました。

今後、地域文化資源として荘内藩陣屋研究会の意向により、成果品である大手門を石狩市へ寄贈し、大手門の整備保全を石狩市教育委員会が担うこととして、市と陣屋研究会の協働事業として、史跡内の整備保全を継続して行なっていくほか、観光資源としての活用策を検討して参りたいと考えております。

(佐々木教育長)ただ今事務局から 5 点の説明がございました、これらについて順不同で構いませんので、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(門馬委員)大手門のことで質問したいのですが、こちらの手門のほかには何か跡は残っていますか。

(佐藤主査)実際に建物等が残っているものではありませんが、幕末 1859 年から 9 年間にわたって山の中の城という形で残っている史跡があります。その中に石垣らしきものが残っている部分と建物が建っていたと思われる平坦な場所があります。厳密に言いますと史跡についてはその遺構だけですが、この「大手門」は、木造建築物で史跡に含まれておりません。

ただ、元になる基礎の部分に関しては史跡という取扱いなので、建物が建てられていたものを忠実に再現して復元した状態になっております。

(佐々木教育長)工藤課長、何か補足することはありますか。

(工藤課長)八ママシケ陣屋跡の見どころは、1 つ目は大手門の傍にある石垣

(土墨)で、砦を巡る土手のような部分です。こちらは見た目にもはっきりとわかる形です。

2つ目はお城ですので一気に敵に攻められることに備え、枡形というもので入ってきた道があみだくじの様なクランク状に造ってある部分です。荘内藩陣屋研究会の整備のおかげで、そういった造りがはっきりとわかるようになっております。

(門馬委員)わかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(根本委員)何に対して備えた陣屋だったのでしょうか。

(佐藤主査)北方(ロシア)から日本の領土として蝦夷地を警護する目的で東北6藩が北海道を分割して納めたという形になっております。

(根本委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)2点質問したいのですが、1点目、浜益中学校用地調査の調査後の結果は、いつ頃分かるもののでしょうか。2点目、ミライオン図書館との交流企画の「アイデア缶詰ラベル絵アワード」についてどのような募集告知をされるのでしょうか。

(東課長)1点目のご質問にお答えします。契約期間自体は10月末まででございますが、事業の進捗状況により早まる可能性もあると思います。今の契約上は10月末でございます。

(松尾委員)わかりました。ありがとうございます。

(西田館長)2点目のご質問にお答えします。本館での周知、それからホームページ、Facebook等での周知を既に行なって進めてございます。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ないようですので、その他について5点ありましたが、これらについて了解ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。それでは以上で、日程第6 その他を終了いたします。

## 日程第7 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長) 次に、日程第7 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、8月31日火曜日13時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

(佐々木教育長) 以上をもちまして、公開案件の審議は終了いたします。引き続き、非公開案件の議案第2号に係る説明員以外の方は、ご退席願います。

---

【非公開案件の審議等】

14時54分～15時01分

---

## 閉会宣言

(佐々木教育長) 以上をもって、7月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもって、令和3年度教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。

閉会15時01分

## 【非公開案件の審議等の結果】

### 議案第2号 令和3年度石狩市奨学生の決定について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

## 会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年10月5日

教育長 佐々木 隆哉 \_\_\_\_\_

署名委員 山本 由美子 \_\_\_\_\_